

御堂地区ワイン用ブドウ園地を核とした

地域活性化に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と株式会社カーヴ・ド・ミドウ（以下「乙」という。）は、御堂地区ワイン用ブドウ園地を核とした地域活性化を協働で行うにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を効率的に活用した協働による活動を推進し、御堂地区ワイン用ブドウ園地を核とした地域活性化に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 御堂地区活用構想の推進に関する事項
 - (2) 御堂地区ワイン用ブドウ園地の栽培者支援に関する事項
 - (3) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関する事項
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関連団体等に実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年1月12日

甲 長野県東御市県 281番地2

東御市

市長

丸岡利夫
長野県
東御市
長之印

乙 長野県東御市赤津405番地

株式会社カーヴ・ド・ミドウ

代表取締役

小山英明
